

平成 25 年度 再評価  
自己評価報告書（再評価）・本編  
[日本高等教育評価機構]

平成 25(2013)年 6 月  
東京福祉大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 .....	1
II. 沿革と現況 .....	4
III. 「基準」ごとの自己評価 .....	8
基準2 教育研究組織 .....	8
基準7 管理運営 .....	23

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 東京福祉大学の建学の精神・基本理念、使命・目的

東京福祉大学は、平成 12(2000)年 4 月に、群馬県伊勢崎市より旧中学校の校舎と敷地の無償提供を受け、21 世紀の社会福祉分野とその教育に対応できる高度の実践能力が備わった人材の養成を目指して設立された。今後の社会福祉・教育・心理などの専門職に求められる、社会科学、行動科学、生物科学などの知識・理論に精通し、科学的知識・技術を現実の社会に適應できる実践能力が備わった人材の育成を基本理念とした。これからの社会福祉・教育・心理の専門職者は、広く国際的な視野から社会問題の解明と解決策を創造できる、柔軟な思考力と、卓越した問題発見・解決能力が備わった人材でなければならない。さらに、科学的研究を通して、新しい知識・技術の創造ができる、世界の社会福祉とその教育界に貢献できる人材の養成をも本学の使命・目的とした。

#### 【建学の精神】

「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」

国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。

さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく。

#### 【使命】

「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」

東京福祉大学は、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献する。

建学の精神の変更については、平成 25(2013)年 3 月 21 日の「教育研究評議会」の議決審議を経て、平成 25(2013)年 3 月 26 日の「理事会」において承認決定を受けた。

これまでの建学の精神は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」であり、使命・目的が「柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材育成」であったが、広報上もわかりにくい、説明しにくいという声があり、建学の精神の根本的なものは変えず

## 東京福祉大学

に、高等教育機関としての建学の精神がよりわかりやすいようにそれぞれの文言を統合し、かつ説明文を付記し上記のようにした。同様に使命についても、創立者の大学設立の根本ともなった著書のタイトル『できなかつた子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育』に由来するもので、「できる子（生徒）はもっとできる子（学生）にする」意味を含め変更した。

### 2. 東京福祉大学の個性・特色

本学は、社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻の1学部1学科3専攻構成で通学課程と通信教育課程で発足した。日本の諸制度・施策を踏まえつつも広く世界に門戸が開かれた大学として、世界の最先端の知識・技術の導入をするために、海外から教員を招聘することが計画された。その結果、本学設立当初には、日本語が堪能な15人（北アメリカ8人、大韓民国7人、全教員の45%相当）の優れた国際的レベルの教員を招聘した。さらに、教育理念の実現には、新しい組織・制度の設定が必要と考え、次のような制度の導入が企画され、施行された。

- ① 担当教員による科目シラバス作成の義務化
- ② 学生からの授業に対するフィードバックのための毎学期末の授業評価制度の実施
- ③ 教員の年次勤務評価制度の施行
- ④ FD(Faculty Development)制度の施行
- ⑤ 教員の任期制と7年後のテニヤ（終身雇用保証）審査・取得制度の導入
- ⑥ 科学研究費補助金申請と獲得（初年度80%の成功率）など。

また、学生の学習能力を向上させるための方策として、GPA(Grade Point Average)制度、アカデミックアドバイザー（担任・学業相談員）制度、オフィスアワーの設定、授業出席率80%の義務化も導入された。さらに、専門職教育の具体的な達成度の測定基準として国家試験合格者数・合格率と、本学全体及び学部別の就職率が指標に設定された。

さらに、開学当時の建学の精神・大学の基本理念である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」の実現のために、知識・理論と実践の連携が現場実習と地域連携を主体として強化された。そして、学生の思考力と問題発見・解決能力を向上させるために、「双方向対話型」と「グループ討議」を基本とする教育方法が授業に多く導入され、対人関係構築の基本となるコミュニケーション能力の発達も重視されるようになった。そのため、個々の学生の人間の成長と、学生と教員との触れ合いが重要視され、教員と学生のチームによる地域でのボランティア活動が積極的に進められた。また、全教員が実習施設を巡回することにより、教員と社会福祉・教育現場との連携が強化された。

社会福祉学部によって始められた大学—地域連携モデルが、さらに内容の充実により後に設立された保育児童学科、教育学部、さらには、平成21(2009)年4月に設立した心理学部にも同じように適用されている。

また、社会で活躍する人々に広く学びの場を提供すべく、開学当初より開設された通信教育課程でも、スクーリングの機会等を通じて、学生との「対話の教育」を実践している。学生一人ひとりの努力と本学の教育方法、充実した国家試験の対策授業の成果として表れている。現在では「就職に強い大学」として多くのメディアに評価されている。ちなみに

## 東京福祉大学

平成 24(2012)年は文系学部のみで第 1 位（就職率 94.5%）、教育学部第 2 期生就職率第 4 位（就職率 92.2%）（読売新聞社『就職に強い大学 2013』2012 年 7 月 24 日発行）である。さらに厚生労働省報道発表資料をもとに集計した結果、平成 25(2013)年社会福祉士・精神保健福祉士国家試験の合格者数全国第 2 位（両国家試験受験大学等ルート全 152 校中）、社会福祉士国家試験全国第 3 位（福祉系大学等ルート全 237 校中）、精神保健福祉士国家試験全国第 2 位（保健福祉系大学等ルート全 160 校中）の教育成果としての実績がある。

## 東京福祉大学

### Ⅱ. 沿革と現況

#### 1. 東京福祉大学の沿革

平成 12(2000)年	群馬県伊勢崎市山王町に東京福祉大学 開学 社会福祉学部社会福祉学科 <sup>※</sup> 開設 (社会福祉専攻・国際福祉心理専攻に通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻を設置。
平成 15(2003)年	東京福祉大学大学院 開設 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期 開設 (通信教育課程併設) 同 社会福祉学専攻博士課程後期 開設 同 臨床心理学専攻修士課程開設 (通信教育課程併設)
平成 16(2004)年	社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 設置 通学課程 1 期生卒業
平成 17(2005)年	社会福祉学部保育児童学科 <sup>※</sup> 開設 (通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻より移行。 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コース 設置 国際福祉心理専攻を福祉心理専攻に名称変更 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程通学課程 <sup>※</sup> が財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士養成大学院第一種指定校に認定。※通信教育課程は平成 19(2007)年に認定。 東京福祉大学学習センター (東京・名古屋) 開設
平成 18(2006)年	(東京福祉大学短期大学部 開学)
平成 19(2007)年	教育学部教育学科 開設 (通信教育課程併設) 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設 (通信教育課程併設) 社会福祉学研究科臨床心理学専攻博士課程後期 開設
平成 20(2008)年 4 月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程 <sup>※</sup> 前期 開設 (通信教育課程併設) 同 同 博士課程 <sup>※</sup> 後期 開設 ※社会福祉学研究科臨床心理学専攻より独立。
平成 20(2008)年 4 月	池袋キャンパス・名古屋キャンパス 開設 <sup>※</sup> ※各キャンパスで昼間部通学課程の新入生の受入れを開始。
平成 21(2009)年 4 月	心理学部心理学科 <sup>※</sup> 開設 (通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科福祉心理専攻より移行。
平成 23(2011)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設
平成 25(2013)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称変更 大学院社会福祉学研究科通信教育課程で認定社会福祉士研修プログラムスタート

## 東京福祉大学

### 2. 東京福祉大学の現況

- (1) 大学名 : 東京福祉大学
- (2) 所在地 : 東京都豊島区東池袋4丁目23番1号 (池袋キャンパス)  
 群馬県伊勢崎市山王町2020-1 (伊勢崎キャンパス)  
 愛知県名古屋市中区丸の内2-13-32 (名古屋キャンパス)

#### (3) 学部の構成 :

	学部・研究科	学科・専攻
学部	社会福祉学部	社会福祉学科 (通学・通信) ・社会福祉専攻 ・精神保健福祉専攻
	教育学部	保育児童学科 (通学・通信)
	心理学部	教育学科 (通学・通信) 心理学科 (通学・通信)
大学院研究科	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 ・博士課程前期 (通学・通信) ・博士課程後期 (通学)
	心理学研究科	児童学専攻 ・修士課程 (通学・通信) 臨床心理学専攻 ・博士課程前期 (通学・通信) ・博士課程後期 (通学)
	教育学研究科	教育学専攻 ・修士課程 (通学)

東京福祉大学

(4) 学部及び大学院研究科の構成・定員・学生数(単位:人)

<学部・通学課程> ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

学部・学科		入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	社会福祉学科	270	1,110	315	369	358	338	1,380	1.24
	保育児童学科	350	1,460	269	279	216	202	966	0.66
社会福祉学部 計		620	2,570	584	648	574	540	2,346	0.91
教育学部	教育学科	300	1,260	327	347	379	451	1,504	1.19
教育学部 計		300	1,260	327	347	379	451	1,504	1.19
心理学部	心理学科	150	630	192	190	186	189	757	1.20
心理学部 計		150	630	192	190	186	189	757	1.20
学部・通学課程合計		1,070	4,460	1,103	1,185	1,139	1,180	4,607	1.03

<学部・通信教育課程> ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

学部・学科		入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	社会福祉学科	520	2,705	39	80	165	463	747	0.28
	保育児童学科	500	2,510	9	54	83	184	330	0.13
社会福祉学部 計		1,020	5,215	48	134	248	647	1,077	0.21
教育学部	教育学科	480	3,980	23	50	73	268	414	0.10
教育学部 計		480	3,980	23	50	73	268	414	0.10
心理学部	心理学科	400	2,325	41	79	145	414	679	0.29
心理学部 計		400	2,325	41	79	145	414	679	0.29
学部・通信教育課程合計		1,900	11,520	112	263	466	1,329	2,170	0.19

<大学院研究科・通学課程> ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	10	20	17	0.85
	社会福祉学専攻(博士後期)	3	9	5	0.56
	児童学専攻(修士)	10	20	2	0.10
社会福祉学研究科 計		23	49	24	0.49
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期)	10	20	16	0.80
	臨床心理学専攻(博士後期)	3	9	2	0.22
心理学研究科 計		13	29	18	0.62
教育学研究科	教育学専攻(修士)	10	20	15	0.75
教育学研究科 計		10	20	15	0.75
大学院研究科・通学課程合計		46	98	57	0.58

<大学院研究科・通信教育課程> ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	60	120	27	0.23
	児童学専攻(修士)	10	20	14	0.70
社会福祉学研究科 計		70	140	41	0.29
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期)	20	40	31	0.78
心理学研究科 計		20	40	31	0.78
大学院研究科・通信教育課程合計		90	180	72	0.40

東京福祉大学

(5) 教員数 (単位 : 人)

< 学部・通学課程 >

学部・学科		専任教員数				計	助手
		教授	准教授	講師	助教		
社会福祉学部	社会福祉学科	21	7	19	3	50	7
	保育児童学科	9	6	11	2	28	1
社会福祉学部 計		30	13	30	5	78	8
教育学部	教育学科	20	11	15	3	49	0
教育学部 計		20	11	15	3	49	0
心理学部	心理学科	9	2	11	3	25	0
心理学部 計		9	2	11	3	25	0
学部・通学課程合計		59	26	56	11	152	8

※大学院の教員は全員が学部の兼担である。

(6) 職員数 (単位 : 人)

正職員	その他	計
234	44	278

※その他は嘱託、派遣、パートなど

## 基準 2. 教育研究組織

**2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。**

### （1）2-1の事実の説明（現状）

**2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。**

東京福祉大学は、「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」ことを建学の精神とし、国際的な視野をもち、福祉・心理・教育・保育の分野で社会貢献できる研究と人材の育成をめざしている。その使命・目的を「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」とし、全ての学生が、双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばしていくことを、具体的な目標としている。

この目標を実現するため、平成 15(2003)年より学部、学科、研究科の新設、改組に着手している。

学部においては、平成 12(2000)年の本学開学時には「社会福祉学部 社会福祉学科」のみであったが、平成 17(2005)年に「社会福祉学部 保育児童学科」、平成 19(2007)年に「教育学部 教育学科」、平成 21(2009)年に「心理学部 心理学科」をそれぞれ設置している。

大学院研究科においては、平成 15(2003)年に「社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程（前期・後期）」及び「社会福祉学研究科 臨床心理学専攻修士課程」を開設し、このうち後者は、平成 19(2007)年に後期（博士）課程を加え、さらに平成 20(2008)年 4 月より「心理学研究科 臨床心理学専攻」に組織変更することで、社会福祉学研究科より独立させている。また平成 19(2007)年に「社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程」開設している。さらに平成 23(2011)年には「教育学研究科 臨床教育学専攻修士課程」を設置し、平成 25 年 4 月に「教育学研究科 教育学専攻修士課程」に名称変更している。

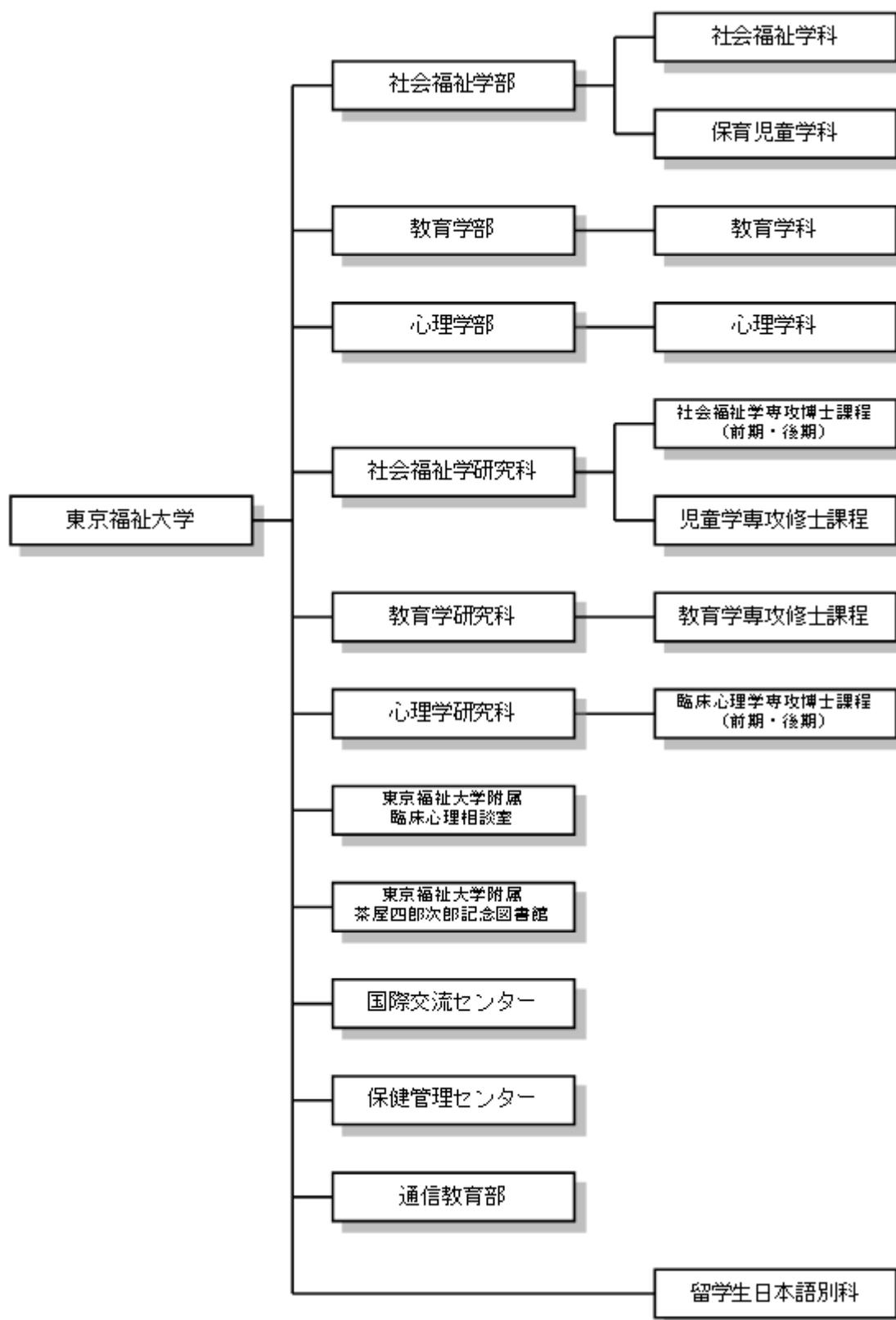
この結果、現在(平成 25 年度)は、3 学部 4 学科及び 3 研究科 4 専攻を有し、全学部学科と大学院研究科博士前期課程（修士課程）には通信教育課程も併設している。

教育研究の支援組織としては、「東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館（以下「図書館」という。）」、「東京福祉大学附属臨床心理相談室（以下「臨床心理相談室」という。）」を附属設置しているほか、国際社会に貢献できる人材の養成の推進等を目的とした「国際交流センター」、学生及び教職員の保健上の相談や学生生活等の相談に応じる「保健管理センター」、その他事務局等の各組織が配置構成されている（図 2-1-1）。

なお、群馬県伊勢崎市のメインキャンパスに加え、平成 20(2008)年 4 月には、東京都豊島区に池袋キャンパス、愛知県名古屋市に名古屋キャンパスを開設しており、各キャンパスの在籍学生数は表 2-1-2 のとおりである。

# 東京福祉大学

図 2 - 1 - 1 教育研究の基本的な組織



## 東京福祉大学

表 2-1-2 キャンパス別在籍学生数（学部通学課程）

学部・学科		伊勢崎 キャンパス	池袋 キャンパス	名古屋 キャンパス
社会福祉学部	社会福祉学科	514	818	48
	保育児童学科	443	523	—
社会福祉学部 計		957	1,341	48
教育学部	教育学科	552	843	109
教育学部 計		552	843	109
心理学部	心理学科	319	425	13
心理学部 計		319	425	13
学部合計		1,828	2,609	170

### 2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

教育研究の基本的な組織として、3 学部 4 学科、3 研究科 4 専攻のほか、教育研究の支援組織として、「図書館」、「保健管理センター（学生相談室・保健相談室）」、「国際交流センター」、「臨床心理相談室」、事務局各組織が、教育研究の実現のために設置されている。

教学研究上の重要事項を審議するため各学部及び各大学院研究科にそれぞれ「学部教授会」及び「研究科委員会」が設けられている。これに加え、「教育研究評議会」を設置している。これは学長・副学長・研究科長・学部長・通信教育部委員長・各研究科及び各学部から選出された教授・学長が指名する教職員・事務局長・各課課長で組織するもので、全学的観点から教学にかかる方針決定等を行う最高審議機関の位置づけである。その観点から、その下部に、各学部・研究科の教員で構成する総務、教務などの「全学委員会」を設け、さらにこれら「全学委員会」の下に「倫理・不正防止専門部会」、「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」など多数の「専門部会」を設置する構成を整えている。これにより「教育研究評議会」とその下部組織による相互的な連携が可能となり、互いに情報を伝えあいながら、教学の方針を企画・実行するための組織的なしくみが整えられた。

#### （2）2-1の自己評価

教育研究の基本的な組織は、大学の「使命・目的」を達成するために発展的に整えられ、平成 12(2000)年設立時の 1 学部 1 学科で実施されていた学内の組織・運営は、社会福祉学から教育学、心理学へと拡充されてきた。また、学部の新設、改組、新キャンパスの開設に伴い、学内の組織変革も漸次行われ、平成 23(2011)年度には、現在の形態（「教育研究評議会」、「学部教授会」・「研究科委員会」、「全学委員会」・「専門部会」）が整った（図 2-3-1）。各組織はその役割のもとに、組織間の関連性や意思決定の流れの相互性を図りながら、運営されている。

#### （3）2-1の改善・向上方策（将来計画）

開学時から今日にかけて、学部の新設・改組及び新キャンパスの開設とともに教育研究組織の整備が行われてきた。特に、3 か所に分散したキャンパスで行う教育と研究が本学

## 東京福祉大学

の「使命・目的」に照らして相互に適切な関連性を保つためには、絶え間ない情報伝達の努力が必要である。「専門部会」から「全学委員会」へ、「全学委員会」から「教育研究評議会」へという報告の流れを義務化し、各学部・研究科、各委員会で生じた課題についての相互理解と解決を図るしくみが整ったが、そのしくみのなかで円滑な運用ができるよう、自己点検・評価を通して改善に努めていく。

## 2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

### (1) 2-2の事実の説明（現状）

#### 2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学は、開学以来、豊かな人間形成と専門知識と技術を習得するための基礎作りとしての教養教育を重視している。本学のディプロマポリシーには、「全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル（文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等）、情報処理能力など社会に求められる教養を身につける」ことが明記され、各学部とも卒業認定に必要な単位数の約25%を総合教育科目としている。なお、学部・学科別の「総合教育科目」の必修単位数は表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 各学部・学科・専攻・コース別の「総合教育科目」の必修単位数

学部	学科	専攻	コース	総合教育科目				
				基礎教育 科目	健康教育 科目	コミュニケーション 教育科目	教養教育 科目	キャリア開発 教育科目
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉専攻	社会福祉コース	必修 10 単位	必修 2 単位	必修 4 単位	必修 12 単位	必修 4 単位
			介護福祉コース	必修 10 単位	必修 2 単位	必修 2 単位	必修 12 単位	必修 4 単位
			経営福祉コース	必修 10 単位	必修 2 単位	必修 4 単位	必修 12 単位	必修 4 単位
		精神保健福祉専攻	必修 10 単位	必修 2 単位	必修 4 単位	必修 12 単位	必修 4 単位	
		保育児童学科	必修 6 単位	必修 2 単位	必修 6 単位	必修 14 単位	必修 4 単位	
心理学部	心理学科		必修 8 単位	必修 4 単位	必修 4 単位	必修 10 単位	必修 4 単位	
教育学部	教育学科		必修 34 単位					

#### 2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

本学の教養教育の運営については、「教育研究評議会」の示す全学方針のもと、「全学教務委員会」の下に各学部から選出された教員等で構成する「教養教育専門部会」を設け、具体的な科目内容の検討と編成を行っている。

「教養教育専門部会」で検討された教養教育に関する科目内容と科目編成は、「教養教育専門部会」の上位委員会である「全学教務委員会」での審議を経て、各「学部教授会」での承認を得る仕組みになっており、「学部教授会」との連携が確保される。「学部教授会」で検討され、提案された事項も最終的には「教養教育専門部会」及び「教育研究評議会」において、全学的観点から検討と方針決定が行われることになる。

## 平成 22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況

### 【改善を要する点】

「全学教務委員会」が教養教育に責任を持つ体制となっているが、「学部教授会」「教育研究評議会」との関係が不明確であり、教養教育の責任体制が十分とはいえないので、早急に教養教育を専門に担当する組織の設置を行うよう改善が必要である。

### 【改善状況・結果】

①「全学教務委員会」と「学部教授会」「教育研究評議会」の関係について

教学の運営に関する組織図（図 2-3-1）が示すように、「教育研究評議会」が教養教育に責任をもつ機関として機能し、「学部教授会」・「研究科委員会」、及び「全学教務委員会」を含む「全学委員会」・「専門部会」の統括的役割を担うように組織を改善した。

「教育研究評議会」は、平成 22(2010)年度 4 月に「全学教授会」に替わるものとして設置され、平成 23(2011)年 2 月 3 日実施の平成 22 年度第 4 回「理事会」において、その設置及び同会規程が正式に承認された。

学部の教養教育に係る事項は「学部教授会」で審議され、全学部にまたがる重要事項は「学部教授会」からの要請や報告を受けて「教育研究評議会」で審議され、必要に応じて各「学部教授会」との間で協議されることになる。「教育研究評議会」と「全学教務委員会」を含む「全学委員会」・「専門部会」とは上位・下位の関係にあり、議題として挙げられた事項のうち、他の委員会にまたがる事項や大学の方針に係る重要事項は「教育研究評議会」で全学的、かつ将来的な見地から審議・決定される（表 2-2-2）。「教育研究評議会」で審議・決定した事項については、「理事会」の議決や承認を得て全体ミーティング及びメール配信で全教職員に周知される。教職員からの質問や疑問については、「学部教授会」や「全学教務委員会」等の場において、学部長や全学教務委員長等から説明がなされる。

# 東京福祉大学

表 2 - 2 - 2 各種会議規程に定める審議事項

<p>東京福祉大学 教育研究評議会規程（抄）</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>（1） 学則（教育研究に関する部分に限る。）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</li><li>（2） 教員人事に関する事項で教員人事委員会の専権事項を除くもの</li><li>（3） 教育課程の編成に関する基本的方針に係る事項</li><li>（4） 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</li><li>（5） 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針、及び学位の授与に関する方針に係る事項</li><li>（6） 日本高等教育評価機構の大学評価基準に定める基準事項のうち教育研究に関するもの</li><li>（7） 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項</li><li>（8） その他本学の教育研究に関する重要事項</li></ol> <p>2 評議会は、適当と認めた事項の審議を各学部教授会に委任することができる。</p>
<p>東京福祉大学 学部教授会規程（抄）</p> <p>（審議事項）</p> <p>第6条 教授会は次の事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>（1） 教育課程の編成等に関する事</li><li>（2） 入学、退学、転入学、休学、停学、復学、除籍、進級、卒業及びその他学生の身分に関する事</li><li>（3） 評価、試験及び学位の授与に関する事</li><li>（4） 教育・研究の推進及び教員の学術論文等に関する事</li><li>（5） ファカルティ・ディベロップメント、研修等に関する事</li><li>（6） 教育研究評議会から諮問を受けた事</li><li>（7） その他各学部に関する重要事項</li></ol>
<p>東京福祉大学 全学教務委員会規程（抄）</p> <p>（審議及び実施事項）</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>（1） 教育課程の編成及びその実施に関する事</li><li>（2） 学生の身分（賞罰を除く。）に関する事</li><li>（3） 卒業の認定に関する事</li><li>（4） その他教務に関する事項</li></ol>
<p>東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程（抄）</p>

(審議及び実施事項)

- 第5条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。
- (1) 教養教育における開講授業科目数の策定に関する事項
  - (2) 教養教育における開講授業科目の選定に関する事項
  - (3) 教養教育の授業実施の総括に関する事項
  - (4) 教員の学科目登録の管理に関する事項
  - (5) その他教養教育の授業科目の編成・実施に関する事項

平成22(2010)年度までの「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」、「研究奨励委員会」、「福祉実習委員会」、「教育実習委員会」、「キャリア教育委員会」は、平成23(2011)年度に「専門部会」と名称を変え、「教養教育専門部会」を加えて「全学教務委員会」の下部組織となった。これらの「専門部会」は教育課程に関する具体的な活動を企画・実行し、定期的に「全学教務委員会」に報告することとした。「全学教務委員会」は各専門部会の報告に基づいて課題を審議し、全学的な決定や方針の検討が必要な重要事項は「教育研究評議会」に報告し、その審議をおおぐことになる。

全学委員会（「全学教務委員会」、「全学総務委員会」、「全学学生支援委員会」、「全学入試管理委員会」）の委員長は副学長を充て、相互間の活動で齟齬を生じないように調整が容易可能な形にしている。これら「全学委員会」は、下部の「専門部会」の活動状況を把握しつつ、必要事項を上位の「教育研究評議会」に報告する。

## ②教養教育の責任体制について

このように教養教育については、「全学教務委員会」の下に設けられている「教養教育専門部会」において教養教育の科目の策定等にあたり、そこで生じた課題で上位機関での調整等が必要な事項については「全学教務委員会」に持ち上げられて審議され、さらに全学的に必要となる方針は「教育研究評議会」で審議される。そして各学部との調整が必要な事項については、「教育研究評議会」の責任において「学部教授会」と協議することになる。

## ③教養教育を専門に担当する組織の設置について

上述のように教養教育を専門に担当する組織として「教養教育専門部会」を「全学教務委員会」の下に設置している。「教養教育専門部会」は、各学部からの部会員で構成され、各学部から提起されるカリキュラム編成上の課題を整理し、上位組織（「全学教務委員会」を経て「教育研究評議会」）での審議の基礎を作成している(表2-2-2)。平成24(2012)年度の「教養教育専門部会」の実績としては、「本学が追及すべき教養教育の指針を話し合い、教養教育を履修することの重要性を次年度のオリエンテーションで学生に対して伝えるよう「全学教務委員会」に進言した。」などがある。

「教養教育専門部会」の設置は、平成23(2011)年度に実施した全学組織編成の大幅な改善の中で進められた。設置当時は、「教養教育専門部会」の役割をめぐって、現代の教養教育に求められる課題の模索から始めたが、次第に、各学部から報告されるカリキュラム編成上の課題の実質的な調整に入り、その過程で「全学教務委員会」での審議の前段階と

しての実質的な討議をするようになった。平成 24(2012)年度は、教育哲学を専門とする教員を部会員として追加し、7 回にわたって教養教育の方向性やカリキュラム編成上の課題を検討した。「学部教授会」では各学部のカリキュラム編成上の課題がしばしば協議されるが、それらは各学部から推薦任命された部会員を通じて「教養教育専門部会」の議題として反映された。また、「教養教育専門部会」の『意見書』が「全学教務委員会」に提出されるなどして、上位会議との関連性が保たれている。

なお、教養を高める授業の質の向上に関しては、「教養教育専門部会」と同じく「全学教務委員会」の下部組織である「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」がその任を担っており、「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」は模擬授業や授業参観を企画し、授業力向上のための具体的取り組みを行っている。

本学の教養教育の質の向上は、教養教育に関する本学の方針やカリキュラム編成上の課題の検討を担う「教養教育専門部会」と、授業力向上の取り組みを担う「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」の両輪で推進することが可能になった。

## **(2) 2-2の自己評価**

本学では、人間形成のための教養教育を行うため、「教育研究評議会」が示す全学方針に基づき「全学教務委員会」とその下部組織である「教養教育専門部会」が中心となり、「学部教授会」と事務組織である「教務課」が連携して、教養教育が十分できるような組織上の措置がとられている。

## **(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）**

今後、ますます教養教育の充実と必要性が増してくる中で、時代に合わせた人間形成のための教養教育の質の向上に向けた取り組みを継続していく。

**2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。**

**(1) 2-3の事実の説明（現状）**

**2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。**

教育研究に関わる全学的な方針に関する事項の学内意思決定機関として「教育研究評議会」、各学部「学部教授会」、各研究科「研究科委員会」を設置している。さらに「教育研究評議会」の下には、各学部・研究科の教員で組織する複数の「全学委員会」及び多数の「専門部会」が設置され、「教育研究評議会」から委嘱された事項について具体的に審議・実行している。（図2-3-1）。

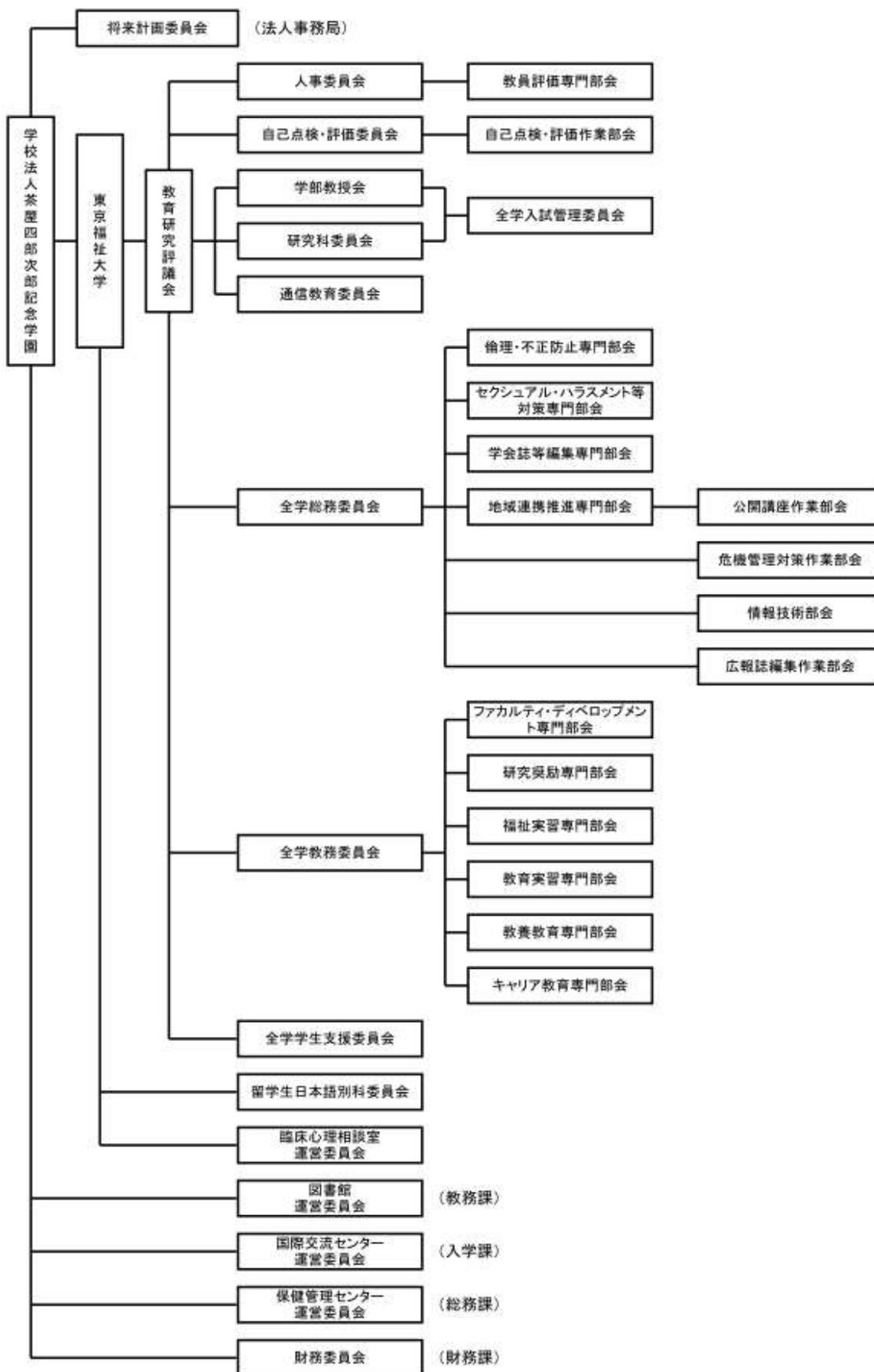
なお、「全学委員会」とは別組織として「全学入試管理委員会」がある。学生の入学等については「学部教授会」の審議が必要であるが、私立大学という性格上、入学者選抜試験の実施後、早めの合否審査及び発表が必要であるため、「学校教育法施行規則」第143条に基づき「学部教授会」の定めるところにより、専門委員会としての「全学入試管理委員会」を置き、さらに同委員会の議決をもって「学部教授会」の議決とするようにした。各学部及び各研究科から推薦された専任教員と、「学部教授会」または「研究科委員会」の承認を得て学長が指名する教職員から構成されている。審議及び実施事項としては、入学者の選抜試験における合格者の審査をはじめとして、学生募集要項を含む入学者選抜試験の実施計画の策定や、問題作成及び採点業務の管理などがある。「全学入試管理委員会」の議事結果は「学部教授会」及び「研究科委員会」に報告される。

**2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。**

教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように、「教育研究評議会」において審議・決定した全学方針等の重要事項が、「学部教授会」や「研究科委員会」に示され、評議会での全学方針が各学部・研究科の教育方針・方法に反映される。また、学生からの要望事項は、「アカデミックアドバイザー」、「学生相談室」、「教務課」といった日々の窓口相談のほか、全授業科目において学期末に実施されている授業評価アンケート調査結果などによって吸い上げられる。そうして得られた有益な情報は、「学部教授会」や「研究科委員会」に報告されるほか、「教育研究評議会」の下部機関である「全学教務委員会」及びその下部の専門部会に報告され、「学部教授会」・「研究科委員会」や各種委員会等での検討材料として用いられる。

# 東京福祉大学

図 2-3-1 教学の運営に関する組織図



平成 22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況

**【改善を要する点】**

大学の最高意思決定機関として「教育研究評議会」が設置され運営されているにも関わらず、学則にそれが規定されておらず、早急に学則に明記するよう改善が必要である。

**【改善状況・結果】**

平成 23(2011)年 2 月 3 日開催の「理事会」の審議・承認を経て、学則第 63 条に「本学の教学に関する重要事項の最高審議機関として、学長の下に教育研究評議会を置く」ことを明記した。また同評議会の規程も併せて整備している。

**【改善を要する点】**

キャンパスが離れていることから、「学部教授会」に校地によっては代表教員のみ出席となっている学部があり、学則に定められた構成員が参加できる状況になっておらず、構成員の出席を可能とするよう条件の改善が必要である。

**【改善状況・結果】**

平成 25(2013)年 1 月以降、名古屋キャンパスも教授は全員が「学部教授会」に出席するよう、事務局長名で名古屋キャンパス教員に対して要請をした。また、平成 25(2013)年 4 月以降は、木曜日に行われる「学部教授会」に合わせて平成 25(2013)年度の時間割編成を改善し、全教員の出席が可能ないように手当した。さらに旅費・交通費についても予算を計上した。平成 25(2013)年度からは、全キャンパスの全教員が「学部教授会」に出席できる仕組みを整えた。

**【改善を要する点】**

「学部教授会」は、規程上、審議機関として位置付けられているが、議事録には学部によっては報告事項と協議事項のみが記載されており、議事運営について審議・決裁事項を明確にするよう改善が必要である。

**【改善状況・結果】**

指摘を踏まえて点検したところ、一部、協議事項と審議事項を混同して記載していたケースがあり、「教育研究評議会」より、「学部教授会」・「研究科委員会」・「全学委員会」・「専門部会」等の会議議事録の形式及び体裁を統一することを、学内へ周知した。具体的な内容は、出席者氏名・欠席者氏名、何名中・何名出席、議長による成立・開会宣言、議事録作成者及び議事録署名人の指名、前回議事録の確認、報告事項、審議事項、閉会の宣言等である。

平成 22(2010)年度評価報告書において「参考意見」として指摘を受けた事項の改善状況

**【参考意見】**

専門委員会の中には、開催が不十分な委員会があるので、規程に基づいて開催することが望まれる。

【改善状況・結果】

平成 23(2011)年 4 月 1 日より、委員会組織は「全学委員会」とその下に置く「専門部会（作業部会）」とに整理され、それぞれの任務や開催に関する諸規程を整備することとし、平成 25(2013)年 4 月冒頭にその作業を完了した。以後、こうした諸規程に基づき、会議を開催し、議事録を整備することになる。

平成 25(2013)年度になってから平成 24(2012)年度の「全学委員会」・「専門部会」の開催状況の調査を行ったところ、平成 24(2012)年度はおおむね年間 4 回から 8 回開催していたが、中には開催されていないところもあった。会議の開催が不十分な「専門部会」の事情を徴したところ、実質的な活動（作業）は進めていたが会議は開催しなかったというところが多かった。諸規程が完備したこともあり、現在では諸規程の定める頻度で定期及び随時の会議が行われている（表 2-3-1）。

表 2-3-1 全学委員会・専門部会等の会議開催状況

名称	原則開催	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度※
全学総務委員会	毎月 1 回	1 回	5 回	3 回
セクシュアル・ハラスメント等対策専門部会	4・7・10・1 月	5 回	6 回	2 回
地域連携推進専門部会	毎月 1 回	4 回	8 回	1 回
全学教務委員会	毎月 1 回	7 回	11 回	2 回
ファカルティ・ディベロップメント専門部会	毎月 1 回	10 回	11 回	2 回
福祉実習専門部会	毎月 1 回	5 回	7 回	1 回
教養教育専門部会	毎月 1 回	4 回	7 回	1 回
全学学生支援委員会	毎月 1 回	9 回	8 回	2 回

※平成 25 年度は 6 月 20 日開催分まで

平成 24(2012)年度には池袋キャンパスの教員の参加を、平成 25(2013)年度には名古屋キャンパスの教員の参加を義務付け、旅費・交通費の面でも保障した。さらに授業や他の会議・業務と重なるなどでやむを得ず欠席の場合は、委任状の提出を必須事項としている。また会議録（議事録）の規定の仕方についても統一性を有するよう改善を繰り返している。さらに各専門部会の活動状況は、定期に上部の全学委員会の場で報告されることになっている。これらと併行して、会議日程の重なりを防ぐと同時に、関係者に日程を周知し、会議参加の便宜を図る観点から、これまで教員のスケジュール管理に使用していた学内情報システム（「在籍システム」という。）に、会議名と開催日時・場所を記入し、全教職員が閲覧できるようにした（図 2-3-2）。

本学では毎週木曜日を主たる会議日としてカリキュラム調整を行っている。その中心に全体ミーティング（毎週木曜日午後 3 時 15 分から）を置いている。このため「学部教授会」や「全学委員会」・「専門部会」などの会議は、この前後に開催されることになる。やむを得ず日程重複が生じ、いずれかの会議への出席が不能になる教職員が生じることがありうるが、会議内容の事前周知と前述の委任状提出によってカバーすることになっている。

図 2-3-2 学内情報システム「在籍システム」

週間予定 2013年		今週
前週	次週	
学部:	-	
職種:	会議予定	
氏名:	全学委員会関係	
日付	予定	
月 5/13		
火 5/14		
水 5/15		
木 5/16	11:00~12:00 全学総務委員会 5号館1階心理実験室 13:15~ 倫理・不正防止専門部会 1号館1階112教室 13:30~14:30 国際交流センター運営委員会 15:30~ 全学入試管理委員会 17:00~18:00 広報誌編集作業部会 5号館1階心理実験室	
金 5/17		
土 5/18		
日 5/19		

### (2) 2-3の自己評価

「教育研究評議会」（構成員は、学長・副学長・研究科長・学部長・通信教育部委員長・各研究科及び各学部から選出された教授・学長が指名する全学委員会委員長・事務局長・各課課長）を教学に関する重要事項の最高審議機関として設置し、全学方針の審議や全学の統制を行っている。その下部機関として「全学委員会」及び「専門部会」を設置し、「教育研究評議会」の活動を支えている。

一方、法令によって根拠付けられている事項をはじめとする学部・研究科にかかわる教学関係の重要事項については、「学部教授会」・「研究科委員会」で審議を行っている。

この両者の関係で齟齬や緊張関係が生じないよう、「理事会」の議を経て諸規程（教育研究評議会規程など）の整備が行われている。

### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

「全学委員会」・「専門部会」の中には、会議開催が定期的に行われていない委員会もあり、規程に基づき開催するよう繰り返し周知してきた結果、徐々に会議開催が定期化してきたが、今後は議事録の書式・体裁の統一を進めるべく「議事録作成マニュアル」を整備し、7月中に学内に配布・周知する。

### 【基準2の自己評価】

本学は、平成12(2000)年に「社会福祉学部 社会福祉学科」の1学部1学科で開学、現在(平成25年度)では「社会福祉学部 社会福祉学科・保育児童学科」、「教育学部 教育学科」、「心理学部 心理学科」、「社会福祉学研究科 社会福祉学専攻・児童学専攻」、「心理学研究科 臨床心理学専攻」、「教育学研究科 教育学専攻」の3学部4学科、3研究科4専攻を有している。各研究組織は相互に連携し、「建学の精神」、大学の「使命・目的」とする「できなかった子(生徒)をできる子(学生)にするのが教育」の実現を目指し発展を続けている。また、豊かな人間形成及び専門知識・技術習得の土台作りとなる教養教育を重視し、全学的な体制で教養教育の充実に努めている。

教育方針等を形成する組織と意思決定は、「教育研究評議会」「全学委員会」「専門部会」と各「学部教授会」及び各「研究科委員会」が連携して、具体的に取り組む仕組みになっており、有効に機能している。

### 【基準2の改善・向上方策(将来計画)】

今後は、「中央教育審議会」の答申(平成14年2月21日)である「新しい時代における教養教育のあり方について」に基づき、本学としての考え方を教養教育と基礎教育、専門教育、キャリア支援教育の関連性と連続性を見据えた全学的な組織運営の点検と整備を進めていく。

また、大学の「使命・目的」の実現と学習者の要求に応えるため、変化する社会の情勢に応じ、常に教育研究の基本的組織の変革・改組の方向性を全学の教職員が確認し、各組織間における連携の整備を進めていく。直面する課題について「教育研究評議会」「全学委員会」「専門部会」と各「学部教授会」及び各「研究科委員会」とが、分掌しつつ、かつ連携しながら迅速な解決を図るよう不断に運用の改善を行っていく。

## 基準7 管理運営

**7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。**

### (1) 7-1の事実の説明（現状）

**7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。**

本学の管理運営体制は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園寄附行為」及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園組織運営規則」等に定められている。

法人運営に関しては、理事長が最高責任者であるが、その業務を支援するため理事長補佐及び常務理事2人を配置して、運営体制を強化している。「理事会」は9人で構成されるが、平成24(2012)年3月以降、うち4人を外部理事とした。これは、法人のガバナンスの徹底とともに、他分野で培われた経験に基づく多様な意見を取り入れる必要を認識した結果である。

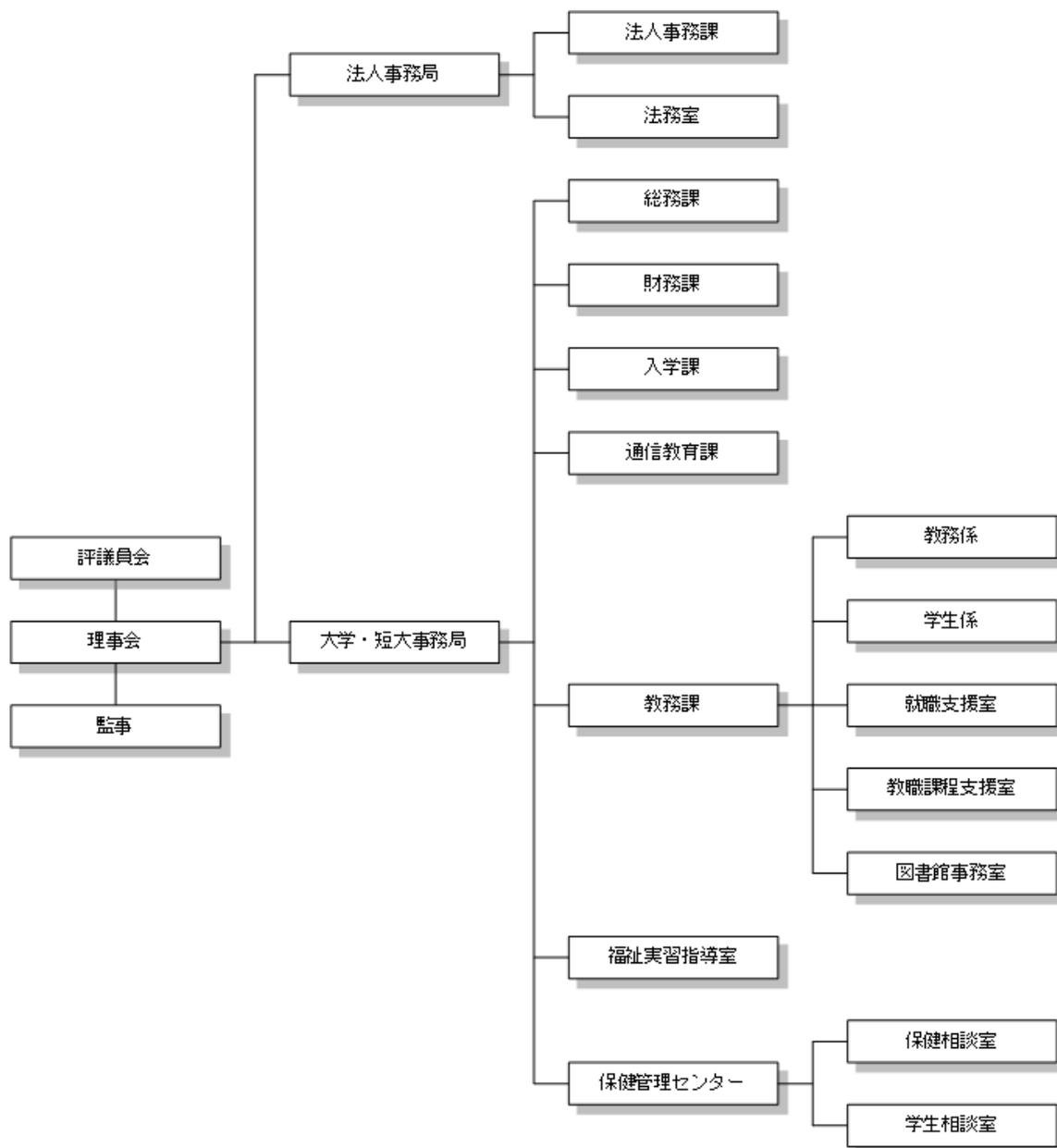
「理事会」は、学校法人としての予算・決算、重要規則の制定・改廃等、学校法人としての業務方向を決するために開催される。

理事の選任方法は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園寄附行為」第6条の定めがあり、学長のほか、評議員のうちから「評議員会」において選任した者4人、学識経験者のうち「理事会」において選任した者4人によって構成され、任期は3年となっている。「理事会」は、「予算理事会」と「決算理事会」の年2回の定時開催のほか、必要に応じ適宜、開催しており、平成23(2011)年度は8回、平成24(2012)年度は8回を開催している。

「理事会」とは別に、法人運営の諮問機関として法人の下に28人の評議員をもって組織する「評議員会」が置かれ、理事長は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園寄附行為」第21条に定める諮問事項について、「理事会」の前に「評議員会」の意見を聞くこととなっている。なお、「年度事業計画」及び「決算報告書」については、「理事会」で審議・承認を受けた後に、「評議員会」で意見を聞くことになっている。

事務組織については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園組織運営規則」に基づき、法人事務局に「法人事務課」と「法務室」を置き、大学・短大事務局（本法人では大学と短期大学の事務部門を共通化しており、以後、大学の事務局についても「大学・短大事務局」と表現する。）に「総務課」、「財務課」、「入学課」、「通信教育課」、「教務課」、「福祉実習指導室」及び「保健管理センター」を置き、法人及び大学の管理運営業務にあたっている（図7-1-1）。

図 7-1-1 法人（管理）部門の組織図



**7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。**

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関しては、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園寄附行為」に規定されている。具体的には、理事は第6条、監事は第7条、そして評議員は第23条に規定されている。理事・監事・評議員の任期はそれぞれ3年とされ、再任も可能としている。また、理事のうち1人を理事総数の過半数の議決により理事長として選任することとなっている。

なお、役員等の選任区分と定数は表7-1-2のとおりである。

東京福祉大学

表 7-1-2 役員等の選任区分と定数

役員等の種類	選任	定数
理事 (定数 9 人)	学長	1 人
	評議員のうちから評議員会において選任した者	4 人
	学識経験者のうち理事会において選任した者	4 人
監事 (定数 2 人)	法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	2 人
評議員 (定数 28 人)	この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者	8 人
	この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 年以上のものの中から、理事会において選任した者	3 人
	学識経験者のうちから、理事会において選任した者	17 人

平成 22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況

【改善を要する点】

理事の欠員が「平成 21 年度大学等設置に係る寄付行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査留意事項」での指摘以降も続いており、早急に補充を行うよう改善が必要である。

【改善状況・結果】

平成 22(2010)年度の「大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）」の現地調査時点(平成 22 年 10 月)には、理事 2 人の欠員があったが、平成 22(2010)年 11 月 4 日開催の「理事会」にて、新たに 2 人の理事が選任され、理事の欠員は解消した。以降、理事の欠員状況は表 7-1-3 に示すとおりであり、理事の辞任等により短期間の理事の欠員はあったが速やかに補充改善されている。

東京福祉大学

表 7-1-3 理事の欠員状況

日付	理事人数 (欠員数)	監事人数 (欠員数)	備考
平成 22 年 11 月 3 日まで	7(2)	2(0)	
平成 22 年 11 月 4 日～ 平成 22 年 12 月 3 日	9(0)	2(0)	11 月 4 日の理事会にて欠員補充。
平成 22 年 12 月 4 日～ 平成 23 年 1 月 19 日	8(1)	2(0)	学長の辞任により欠員 1 人発生。
平成 23 年 1 月 20 日～ 平成 23 年 3 月 31 日	9(0)	2(0)	新学長の選任により欠員 0 となる。
平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 6 月 3 日	9(0)	2(0)	任期満了に伴い 4 月 1 日付で理事の交代。欠員はなし。
平成 23 年 6 月 4 日～ 平成 23 年 11 月 16 日	9(0)	2(0)	6 月 4 日の理事会にて理事の交代あり。欠員はなし。
平成 23 年 11 月 17 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	9(0)	2(0)	11 月 17 日の理事会にて理事・監事の交代あり。欠員はなし。
平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 7 月 4 日	9(0)	2(0)	4 月 1 日の理事会にて理事の交代あり。欠員はなし。
平成 24 年 7 月 5 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	9(0)	2(0)	7 月 5 日の理事会にて監事の交代あり。欠員はなし。
平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 5 月 23 日	8(1)	2(0)	学長が辞任し、理事（学識経験者）より学長が選任されたため、理事（学識経験者）の欠員が 1 人発生。
平成 25 年 5 月 24 日～	9(0)	2(0)	5 月 24 日の理事会にて欠員補充。

**【改善を要する点】**

理事会に大学の基本組織規程など重要案件が諮られていないので、改善が必要である。

**【改善状況・結果】**

大学の基本組織及び基本組織に関わる諸規程など重要案件については「理事会」に諮るよう運営を改めた。

平成 22(2010)年の認証評価の受審以降、法人・大学の諸規程の全面的な改訂・整備を進めており、全ての諸規程に改廃手続きに関する条項を設けている。新規に諸規程を制定・施行する場合、法人に関わる諸規程については「理事会」による審議を経て、教学に関わる諸規程については「学部教授会」・「研究科委員会」及び「教育研究評議会」の審議を経て制定・施行している。なお、平成 23(2011)年 3 月以降、「理事会」に諮り、改訂又は新規に施行された諸規程は次のとおりである（表 7-1-4）。

東京福祉大学

表 7-1-4 理事会に諮られた諸規程

理事会開催年月日	理事会に諮られた規程等
平成 23 年 3 月 29 日	学則（改訂）（「人材養成の目的」の明記） 名誉教授規程（改訂） 学内奨学金規程（改訂）
平成 23 年 11 月 17 日	公益通報者の保護等に関する規程（新規） 固定資産管理規程（新規） 資産運用に関する規程（新規） 役員及び評議員の報酬並びに退職金に関する規程（新規）
平成 24 年 1 月 6 日	将来計画委員会規程（新規）
平成 24 年 3 月 1 日	（各種規程の軽微な字句修正）
平成 24 年 3 月 29 日	学則（改訂）（関係法令改正に伴う、精神保健福祉士、介護福祉士養成カリキュラムの変更など） 教職員の学内進学奨学金制度規程（新規） 留学生日本語別科に関する規程（新規）
平成 24 年 5 月 24 日	図書館規則（改訂）
平成 24 年 7 月 5 日	給与規程（改訂） 旅費支給規程（改訂） 経理規程（改訂） 組織運営規則（改訂） 教職員倫理規程（改訂）
平成 24 年 12 月 21 日	国際交流センター規程（新規） 研究科委員会規程（新規） 学部教授会規程（改訂） 安全衛生管理規程（改訂） 学部長等選考規程（改訂） 定年規程（改訂） 教員任用規程（改訂） 物品管理規程（改訂） 学内給費生規程（改訂）
平成 25 年 1 月 25 日	学則（改訂）（カリキュラム変更など） 通信教育課程に関する規程（改訂） 大学院学則（改訂） 大学院通信教育に関する規程（改訂） 教員就業規則（改訂）（裁量労働制の導入など） 職員就業規則（改訂）（管理職の責務に関する規定を整備） 育児・介護休業等規程（改訂） 契約事務規程（新規）
平成 25 年 3 月 26 日	学則（改訂） 事務組織規則（改訂）
平成 25 年 5 月 24 日	教育研究評議会規程（改訂） 監事監査規程（新規） 内部監査規程（新規）

**【改善を要する点】**

**理事長の理事会への委任状出席が多いので改善が必要である。**

**【改善状況・結果】**

平成 22(2010)年度は 5 回、平成 23(2011)年度は 8 回、平成 24(2012)年度は 8 回の「理事会」を開催したが、そのすべての会議に理事長は出席しており、委任状出席の事態は解消した。

**平成 22(2010)年度評価報告書において「参考意見」として指摘を受けた事項の改善状況**

**【参考意見】**

**学長、学部長などの選考基準を規程化し、明文化することが望まれる。**

**【改善状況・結果】**

学長、学部長などの選考に関しては、「東京福祉大学学長候補者選出規程」及び「東京福祉大学学部長等選考規程」にその職務に必要な資質・資格及び選考・任命手続き等を明文化している。

**(2) 7-1 の自己評価**

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園寄附行為」の定めに基づき選任された、理事 9 人、監事 2 人、評議員 28 人により、大学の目的を達成すべく、法人・大学の管理運営が行われている。

「理事会」・「評議員会」は毎年 3 月の予算編成と 5 月の決算報告の定期 2 回の議会を含め、平成 23(2011)年度は「理事会」8 回・「評議員会」6 回、平成 24(2012)年度は「理事会」8 回・「評議員会」7 回の議会が開催され、そのときどきの法人及び大学の管理運営に関する問題点・課題の検討が行われ、議案についての決定や承認がされている。「理事会」、「評議員会」には、監事のほか本学会計顧問（公認会計士）も出席して意見を述べることにしており、4 人の外部理事登用ともあいまって適切な管理運営が確保される体制が整備されている。

**(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）**

大学の目的を達成するための、大学及びその設置法人の管理運営体制は整備されており、有効に機能するようになっているが、学校教育を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応し、より健全で安定した法人・学校経営を行うためにも、意思決定機関として理事会機能をいっそう充実させるとともに、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園寄附行為」第 15 条に定める監事による職務権限を機能させ、法人運営の充実を図る必要を認識している。

平成 25(2013)年 5 月 24 日開催の「理事会」で「学校法人茶屋四郎次郎記念学園監事監査規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園内部監査規程」が承認され恒常的な監査機能が整備されたところであるが、今後も必要に応じて体制強化を行う。

## 7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

### (1) 7-2の事実の説明（現状）

#### 7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

「建学の精神」、「大学の基本理念」及び「使命・目的」等に基づく大学教育の実践のためには、管理部門と教学部門の密接な連携が必須であることは論をまたない。教学と経営がまさに表裏一体となってバランスある管理運営がされてこそ、安定的な高等教育の継続が実現される。

現状の「理事会」9人中、教学部門から学長1人、副学長1人、教授1人、管理部門からは事務局長1人が理事として入り、「評議員会」には管理部門からも、教学部門からも、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園寄附行為」に定める評議員選任条項に従って、評議員として選任されている。

「理事会」及び「評議員会」では諸施策・諸問題の報告・協議・審議が行われる課程で情報の共有がなされ、それぞれ管理部門と教学部門の連携が行われている。特に、現状では「評議員会」に管理部門と教学部門の責任者が参加していることによって、法人（管理部門）と教学部門の意思疎通を迅速確実なものとするとともに、現状の把握と理解、諸問題・課題の分析、解決方法や将来に向けての計画を検討することが可能になっている。

「評議員会」を構成する教学部門からの評議員は、同時に「教育研究評議会」、「人事委員会」、「自己点検・評価委員会」など、大学の基本方針を策定する重要な委員会の構成員でもあるように任命していることから、教学部門の意思が「評議員会」に出席している理事長や理事を介して「理事会」の審議に反映されることになる。

なお、本学では原則として毎週1回（木曜日）、教職員による「全体ミーティング」を開催し、管理部門、教学部門、事務部門、「全学委員会」・「専門部会」等からの伝達や報告が行われるが、この場では適宜、理事長・学長等からも法人運営及び教学運営の方針等についての講話も行われている。

## 平成22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況

### 【改善を要する点】

「将来計画委員会」「財務委員会」が開催されておらず、「教育研究評議会」は不定期開催であり、法人・大学運営に重要な役割を果たす会議を開催するよう、改善が必要である。

### 【改善状況・結果】

「教育研究評議会」は原則として毎月最終週の木曜日に開催することとしている。この原則以外にも、「教育研究評議会」が教学に関する最高審議機関であることに鑑み、「東京福祉大学教育研究評議会規程」第2条に規定する審議事項等が発生した場合には、原則にとらわれることなく、随時必要な時期に開催している。なお、平成23(2011)年度は14回、平成24(2012)年度は14回開催した。

「財務委員会」については、平成23(2011)年度は1回、平成24(2012)年度は3回開催

した。なお、平成 25 (2013) 年度は現在までに 2 回開催した。当該委員会においては、役員会に提議する、年度予算に関する事項、年度決算書類に関する事項を協議・審議しているほか、予算の進捗状況の説明、経営判断資料に基づく経営状況の分析などを通じて中長期的な財務計画の構築に向けた意見交換等を行っている。

「将来計画委員会」については、平成 22(2010)年度の「大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の指摘を受け、改善すべく、平成 23(2011)年度・平成 24(2012)年度に各 1 回、会議を開催した。

「将来計画委員会」では、中長期計画の策定を中心に協議・審議され、中期を 5 年、長期を 10 年として、本学園のあるべき姿を描いた中長期計画を策定することになった。

このため、平成 24(2012)年度は「将来計画委員会」の下に作業チームを設置し、中長期計画の作成を進めている。

## 平成 22(2010)年度評価報告書において「参考意見」として指摘を受けた事項の改善状況

### 【参考意見】

**法人・教学部門の実質的な連携体制の強化に向けて、法人と教学とが議論できる場を設けることが望まれる。**

### 【改善状況・結果】

平成 25(2013)年 1 月より、随時、法人・教学が互いに情報を共有し、協議できる場として「法人・教学連絡会」を開催することになった。この会合には、法人から理事長、理事（場合によっては常務理事・事務局長）及び法人事務課長、教学から学長、副学長、学部長、及び研究科長が参加し、あらかじめ審議事項を特定するのではなく、法人と教学が自由闊達な雰囲気の中で意見を述べ、議論し合うものである。

### （２） 7－２の自己評価

「理事会」・「評議員会」のほか「教育研究評議会」やその下部に位置する「全学委員会」や「専門部会」においても、事務局長以下の事務職員も参加するなど、管理部門と教学部門の連携の場が重層的に用意され、その実を挙げている。

### （３） 7－２の改善・向上方策（将来計画）

理事長・理事・学長・副学長・学部長・研究科長・事務局長で組織する「法人・教学連絡会」を随時開催し、管理部門と教学部門とで情報の共有と意見交換を行うことになったが、こうした試みをさらに拡充していきたい。

今後、さらに管理部門と教学部門の連携が有効に行われるよう、今後も「法人・教学連絡会」の開催を継続して行く。また、本学は、伊勢崎キャンパス（群馬県伊勢崎市）・池袋キャンパス（東京都豊島区）・名古屋キャンパス（愛知県名古屋市）の 3 つのキャンパスを設置しており、各キャンパス間の連携もさらに有効に行っていく。

**7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。**

**(1) 7-3の事実の説明（現状）**

**7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。**

平成23(2011)年4月に、自己点検・評価を行うための組織として、「東京福祉大学自己点検評価委員会規程」を策定し、これに基づく「自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために恒常的な活動を行う体制を整備した。また、具体的な課題検討に対しては「自己点検・評価作業部会」を設置し、対応している。

**7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。**

自己点検・評価の結果は、「教育研究評議会」及び「学部教授会」・「研究科委員会」を経て「評議員会」や「理事会」に報告されることになっている。このように自己点検・評価の結果は、管理部門、教学部門において反映されることになる。

**7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。**

平成25(2013)年2月に「平成24(2012)年度 自己評価報告書」として、平成22(2010)年度の認証評価で指摘された事項の改善状況を中心に自己点検・評価を行った結果を大学ホームページに公開している。

**平成22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況**

**【改善を要する点】**

自己点検・評価は、大学創設以来行われていないので、早急に自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、評価結果を大学の運営に反映できる仕組みを確立し、自己点検・評価を実施するよう改善が必要である。

**【改善状況・結果】**

平成23(2011)年4月から、自己点検・評価の恒常的な実施体制として「自己点検・評価委員会」を設置し、同委員会の規程も整備した。「自己点検・評価委員会」は、学長を委員長として、副学長及び事務局長を副委員長とするほか、各学部長、各研究科長、各学部及び各研究科から推薦された専任教員、大学事務局長、大学事務局各課所属長及び学長が指名する者をもって組織し、さらに具体的な課題検討に対しては、「自己点検・評価作業部会」を組織し、全学を挙げて自己点検・評価に取り組む体制となっている。

自己点検・評価の結果は、学長より「教育研究評議会」及び「理事会」・「評議員会」で報告され、大学の運営に反映される仕組みとなっている。

平成 22(2010)年度評価報告書において【改善を要する点】以外に指摘された項目の具体的な改善状況は次のとおりである。

**【基準 3. 教育課程】**

**3-1. 学則に、学部、学科又は課程並びに研究科又は専攻ごとの教育目的が明記されていないので、改善が必要である。**

**【改善状況・結果】**

各「学部教授会」・各「研究科委員会」においてそれぞれの学部・学科、研究科の教育目的の検討と審議を行い、平成 23(2011)年 1 月 27 日の「教育研究評議会」及び平成 23(2011)年 3 月 29 日の「理事会」の決議・承認を経て、各学部・学科、研究科の教育目的（表 3-1-1）を決定し、現在では学則に明記している。また、各学部、学科又は課程並びに研究科又は専攻ごとの教育目的は、大学ホームページ及び平成 23(2011)年度以降の大学案内で公表している。

表 3-1-1 学部・学科、研究科の教育目的

**【教育学部教育学科】**

児童生徒等一人ひとりを大切に、「生きる力」を育むことのできる人間性と、指導力・教育力を兼ね備えた教員(小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭等)の育成をめざす。

**【心理学部心理学科】**

現代社会が抱えるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチでき、福祉や教育分野のみならず、一般企業でも即戦力として実践的な能力を発揮できる人材を養成する。

**【社会福祉学部社会福祉学科】**

現代社会の中で絶え間なく変化する福祉ニーズに対応でき、実践力が備わった即戦力の社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の福祉人材を養成する。

**【社会福祉学部保育児童学科】**

子どもを取り巻く現代社会の問題を正しく理解し、適確かつ柔軟な実践力を備えた、多様な保育ニーズに対応できる、保育士、幼稚園教諭等、子育て支援・幼児教育の専門家を養成する。

**【心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期（修士課程）】**

「こころ」の「やまい」や不応症症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる質の高い人材の養成をめざす。

**【心理学研究科臨床心理学専攻博士課程後期（博士課程）】**

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学に関わる高度職業人、カウンセラーの指導者並びに研究者を養成する。

**【社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期（修士課程）】**

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運

営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える人材を養成する。

**【社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程後期（博士課程）】**

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる専門家の養成をめざす。

**【社会福祉学研究科児童学専攻修士課程】**

幼児教育や特別支援教育の現場、保育、病児・病後児保育や子育て支援の現場、児童福祉関連施設や行政の現場などで、実践的に幅広く活躍できる指導者や研究者の養成をめざす。

**【教育学研究科教育学専攻修士課程】**

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる人材育成をめざす。

**【基準 8. 財務】**

**8-1. 財政健全化に向けて、総合的な中長期事業計画・財務計画を早急に策定することが必要である。**

**【改善状況・結果】**

平成 24(2012)年 3 月 22 日に開催の「財務委員会」における審議を踏まえ、これからの本学のあるべき姿、学生数の増加、教職員の増員、それに伴う施設の充実、より良い環境の整備等について協議し、これらにかかる支出、経費等の見直しを行い、「理事会」との連絡を密にして、中長期事業計画策定を進めている。

主要事項としては、第一に、伊勢崎キャンパスの体育館老朽化に伴う新体育館の建築への対応を進めることであり、第二に、池袋キャンパスは平成 20(2008)年開設以来、学年進行や収容定員増に応じて校舎の拡充を図ってきたものの、その大部分が賃借物件であるため、平成 25(2013)年 5 月に東京都北区堀船に校舎建物とその隣に新校舎用地を取得し、自己所有の物件の確保に努め、賃借料負担の軽減を図っていくことである。

なお、平成 25(2013)年 1 月 25 日開催の「財務委員会」では、平成 25(2013)年度予算策定に向け、平成 24(2012)年度予算の執行状況を検証するとともに、各予算執行部署において適切な予算見積りに努めることを確認している。

**【基準 9. 教育研究環境】**

**9-1. 池袋キャンパスは、校舎間の移動や図書館の座席数、サークル室、運動施設がないなど、在籍学生に対し施設条件が十分とはいえず、「教育学部教育学科設置計画履行状況調査留意事項」の指摘に基づき、早急な改善計画の立案と実行が必要であり、改善を要する。**

**【改善状況・結果】**

## 東京福祉大学

文部科学省の「教育学部教育学科設置計画履行状況調査留意事項(平成22年2月)」では、「学生のニーズを踏まえ、池袋キャンパスの教育研究にふさわしい環境の整備に努めること。」との指摘を受け、教育研究環境の整備を進めてきた。その詳細(平成22(2010)年2月から平成25(2013)年5月1日までの整備状況)は表9-1-1のとおりである。また、平成25(2013)年5月に東京都北区堀船に校舎建物とその隣に新校舎用地を取得し、平成27(2015)年4月開設に向けて新校舎の建設準備を進めている。

表9-1-1 平成22年2月～平成25年5月 池袋キャンパス教育環境の整備状況

年月	教育環境の整備状況
平成22年4月	8号館(2,042.30 m <sup>2</sup> )新設 ・教室(156席)×2室 ・教室(126席)×1室 ・教室(78席)×2室 ・教室(36席)×2室 ・学生ラウンジ(113席)×1室 ・学生自習室(26席)×1室 7号館2フロア(321.10 m <sup>2</sup> )増床 ・教室(54席)×1教室 ・研究室×8室 ・共同研究室×1室 4号館改装 ・家政・調理実習室 ・音楽室 ・図画工作実習室 6号館改装 ・情報処理学習室 増設 その他の整備 ・就職支援室 設置 ・保健相談室を4号館に移設 ・学生相談室 設置
平成22年10月	7号館1フロア(208.27 m <sup>2</sup> )増床 ・教室(108席)×1室
平成23年4月	9号館4フロア(700.80 m <sup>2</sup> )増床 ・教室(99席)×3室 ・教室(54席)×1室 ・福祉実習指導室 移設拡充 7号館1フロア(208.27 m <sup>2</sup> )増床 ・教室(111席)×1室 7号館改装 ・多目的実習室 設置
平成23年10月	7号館1フロア(208.27 m <sup>2</sup> )増床 ・教室(111席)×1室
平成24年4月	10号館6フロア(1,240.08 m <sup>2</sup> )新設 ・教室(102席)×5室 ・学生ラウンジ(74席)×1室 ・教職課程支援室 設置

東京福祉大学

	<p>7号館別館1フロア(232.00 m<sup>2</sup>)新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究室×9室</li> <li>・共同研究室×1室</li> </ul> <p>本館改装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽室 増設</li> </ul> <p>6号館改装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報処理学習室 増設</li> </ul> <p>その他の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サークルロッカー室 設置</li> </ul>
平成 25 年 4 月	<p>11号館3フロア(730.59 m<sup>2</sup>)増床</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室(133席)×3室</li> </ul> <p>12号館2フロア(345.99 m<sup>2</sup>)増床</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室(83席)×1室</li> <li>・教室(77席)×1室</li> </ul> <p>13号館4フロア(634.70 m<sup>2</sup>)増床</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究室×19室</li> <li>・共同研究室×1室</li> <li>・教室(72席)×1室</li> </ul> <p>5号館改装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室(20席)×1室 増設</li> <li>・音楽(個人)練習室 設置</li> </ul> <p>6号館改装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職支援室 拡張</li> <li>・情報処理学習室 拡張</li> <li>・スチューデントコモンズ 設置</li> <li>・サークル室×2室</li> </ul>
平成 25 年 5 月	<p>図書館(684.38 m<sup>2</sup>)移転拡充 (※休館後の移転再開は平成 25 年 5 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧席 116 席</li> <li>・図書収容能力 7 万冊</li> <li>・学生自習室兼メディア学習室(10 席)×1 室</li> </ul>

注) m<sup>2</sup>数の記載は、本学が専用で使用している教室外の廊下やトイレを含めた契約面積。

平成 22(2010)年度評価報告書において「参考意見」として指摘を受けた事項の改善状況

【基準 3. 教育課程】

3-2. キャンパスごとの教育環境、開講科目や履修条件、資格取得条件に差異があるの  
で、学生の要望なども踏まえ、検討することが望まれる。

【改善状況・結果】

キャンパスごとの開講科目や履修条件、資格取得条件については、現在差異はない。

ただ、教育環境（施設・設備等）については、各キャンパスの立地条件が異なることから、全てのキャンパスでまったくの同一水準とすることは困難であるため、キャンパスの実状に応じた教育環境を整備している。特に学生数が増加した池袋キャンパスに関しては、表 9-1-1 に示したとおり教室の増床と実技・実習環境の大幅な改善・整備を鋭意進めているほか、名古屋キャンパスでも学生数が増加傾向にあり、平成 25(2013)年 4 月より地上 8 階建(延床 1,551.83 m<sup>2</sup>)の建物を賃借し、教室・事務室・講師室・研究室の増床と教

育環境の整備を進めている。また、伊勢崎キャンパスでは老朽化した体育館の代替用地を取得したところである。

#### 【基準 4. 学生】

**4-3. 3か所のキャンパスのそれぞれ立地条件が異なるので、課外活動支援、学生相談・支援体制などの学習環境や学生サービスについて、課題を整理し充実することが望まれる。**

#### 【改善状況・結果】

池袋キャンパス・名古屋キャンパスは都心に立地しているため、課外活動支援、学生相談・支援体制などの学習環境や学生サービスについて、「キャンパス建物が分散しているためキャンパス移動に時間がかかる。」、「体育館、グラウンドが整備されておらず、運動系の課外活動を行う場所が少ない。」等の課題はあるが、校舎の増床等、立地条件によるサービス格差の解消とサービスの充実に向けた取り組みを鋭意進めている。

また、池袋キャンパスに大型図書館を整備するほか、学生ラウンジの充実などを進めている（表9-1-1）。

#### 【基準 8. 財務】

**8-2. 財務諸表などをホームページ上で、早急に公開することが望まれる。**

#### 【改善状況・結果】

財務諸表（財産目録、貸借対照表、資金収支計算書・消費収支計算書、事業報告書、監査報告書）などの公開について、平成 21(2009)年 4 月に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園財務情報の公開に関する規程」を整備し、事業年度終了後 3 か月以内に掲示版のほか、大学ホームページに公開することとしている。これに基づき、平成 22(2011)年度・平成 23(2012)年度の財務諸表は、すでに大学ホームページで公開を行っており、平成 24(2013)年度以降も毎年 6 月を目途に大学ホームページで財務関連資料を公開することとなっている。

#### 【基準 11. 社会的責務】

**11-1. 「本学校法人の今後の運営管理体制について」（平成 20(2008)年 5 月 29 日、理事会決定）に基づき、管理運営機構の更なる整備とセクハラ対策の実進を進め、「東京福祉大学セクシュアル・ハラスメント等対策委員会規程」に定められた活動の一層の充実が望まれる。**

#### 【改善状況・結果】

「本学校法人の今後の運営管理体制について」（平成 20(2008)年 5 月 29 日、理事会決定）に基づき、管理運営機構のさらなる整備として、教学の重要事項を審議する最高の審議機関として「教育研究評議会」を設置した。

また、学内のセクシュアル・ハラスメント対策については、この「教育研究評議会」に属する「全学総務委員会」の下部組織である「セクシュアル・ハラスメント等対策専門部会」が中心となり全学的なセクシュアル・ハラスメント等の対策と対応を行っている。平成 24(2012)年度は 6 回の部会を開催し、セクシュアル・ハラスメント等防止の広報活動の促進のために、リーフレットを作製して学生・教職員に配布するとともに、セクシュアル・

ハラスメント等の防止を喚起するポスターを作製し、リーフレットとともに学内掲示板やトイレに掲示した。

**11-2. 防火、防災訓練は、伊勢崎キャンパスや名古屋キャンパスでは行われておらず、教職員への教育・訓練も不十分であるので、早急な改善と訓練の定期的な実施が望まれる。**

**【改善状況・結果】**

伊勢崎キャンパスでは平成24(2012)年3月8日に、名古屋キャンパスでは平成25(2013)年3月19日に、池袋キャンパスでは平成23(2011)年12月14日に、それぞれ防火・防災訓練を行った。平成24(2012)年11月27日に池袋キャンパス3号館(サンソウゴビル)における共同の防火訓練に参加し、非常時の避難誘導についての訓練を行った。平成25(2013)年5月23日に池袋キャンパス10号館の共同の防火訓練に参加し、避難の方法、消火器の使用について訓練を行った。平成25(2013)年5月30日に池袋キャンパス3号館における共同の消防訓練に参加し、本学を出火元と想定し、避難誘導の訓練を行った。

**11-2. 危機管理体制については、マニュアル化、チャート化の実施、規程で定められた委員会の開催が望まれる。**

**【改善状況・結果】**

「全学総務委員会」の下部組織として「危機管理対策作業部会」を置き、平成24(2012)年7月12日に第1回会議を開催した。平成24(2012)年度は、部会長の発案により、ウェブ上でも部会員同士の意見交換ができるように、学内コミュニティサイト内に「危機管理対策作業部会専用ページ(図11-2-1)」を立ち上げた。

その他、危機管理対応として、以下のことを実施した。

- ・平成24年7月、池袋キャンパスにおいて、自動体外式除細動器(AED)をこれまでの6号館に加え、本館・4号館・8号館に新規設置した。
- ・平成24年7月、池袋キャンパスにおいて、熱中症対策用冷水器を1台増設した。
- ・平成24年8月、伊勢崎キャンパスにおいて、災害時対応の自動販売機を1台設置した(災害発生時には手回し発電により、飲料が無料で取り出せる)。
- ・平成25年1月、各キャンパスにおいて、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染防止のための除菌液・マスクを設置した。

図 1 1 - 2 - 1 「危機管理対策作業部会専用ページ」



## (2) 7-3の自己評価

平成 22(2010)年の認証評価の受審を機に、「自己点検・評価委員会」が組織され、「公益財団法人日本高等教育評価機構」の定める評価項目に準じて、全学的な自己点検・評価を実施した。その後、「自己点検・評価委員会」は恒常的な組織として「教育研究評議会」の下に設置され、自己点検・評価の実施の企画から改善策の提案まで行う仕組みが構築され、平成 22(2010)年度の認証評価での指摘事項に対する改善取り組みとその状況について、平成 25(2013)年 2 月に「平成 24(2012)年度 自己評価報告書」として大学ホームページに公表した。

「危機管理作業部会」の開催に関しては、平成 24(2012)年度は、部会長の発案により、学内イントラネットのコミュニティサイト内に、部会員同士の意見交換ができるように「危機管理対策作業部会専用ページ(図 1 1 - 2 - 1)」を立ち上げた。

「避難誘導マニュアル」は、すでに案が作成され、災害対策本部の設置、指示誘導の手順、帰宅困難者対策などのほか、緊急時の連絡方法、放送設備の使用方法、各事務局担当者の役割分担等についてもまとめられている。「大地震発生時の初動マニュアル」及び「避難フローチャート」なども作成済みであるが、正式発効が遅れている。これは、池袋キャンパスの教育環境の整備に伴い、大幅な教室増加、新校舎の増設、図書館の移設拡張等が行われたため、実情に合わせてマニュアルを大幅に見直しざるをえなくなったためであり、最終案の策定作業途上にある。

### <平成 23(2011)年度 経営学部不認可について>

本法人は平成 23(2011)年 5 月 27 日付で文部科学省に対して、平成 24(2012)年度開設予定として、東京福祉大学経営学部ならびに大学院経営学研究科の設置認可申請を行った。しかしながら当該申請については、元理事長の関与や不適切な会計処理等に係る学校法人

## 東京福祉大学

の管理運営体制の問題点を指摘され、平成 23(2011)年 12 月 16 日付で設置「不可」との答申が、文部科学省「大学設置・学校法人審議会」から文部科学大臣になされた。

本法人としては、この指摘を厳粛に受け止め、これまで学校法人としてコンプライアンスの認識に甘さがあったこと、事務処理能力が不足していたことに起因する不適切な会計処理が生じたこと等を反省し、以下の対応策を講じた。

まず、平成 24(2012)年度からは外部の理事・評議員を入れた新体制の下、理事長を中心に、指摘を受けた問題点に真摯に向き合い、学校法人としてのコンプライアンスを再確立し、社会の信頼が得られるように体制を整えた。具体的には理事長を含む理事総数 9 人のうち外部理事を 4 人とし、評議員については評議員定数 28 人のうち「学校法人茶屋四郎次郎記念学園寄附行為」に定める法人職員である評議員（定数 8 人）を除く評議員（定数 20 人）の半数 10 人を外部評議員とした。外部の理事・評議員の登用によって、法人運営における元理事長の関与を排除でき、また、外部の多様な意見を反映させる体制を整備した。

次に、不適切な会計処理の再発防止の実効性を担保する事務処理体制については、国税庁出身で税理士資格を持つ人物を財務課長として、公認会計士資格を持つ人物を財務課職員として採用することによって、財務事務処理が正確に行われるように徹底した。また、平成 24(2012)年 7 月 13 日付で、事務組織を改め、総務課財務係は「財務課」として独立させた。これは事務体制の充実及び会計処理機能の強化を目的としたもので、これにより、総務係と財務係を管理していた総務課長の職域を総務課長と財務課長に分離し、責任の所在を明確化し、管理をより徹底するようにした。

また、学校法人運営の透明性・遵法性・健全性を高めるために、まず監事監査機能の強化を図った。即ち東京国税局出身で税理士資格を持つ人物と、元整理回収機構執行役員で日本私立学校振興・共済事業団から推薦された人物に監事に就任してもらった。また、平成 25(2013)年 5 月 24 日の「理事会」で「学校法人茶屋四郎次郎記念学園監事監査規程」を整備・制定した。

次に内部監査機能を強化するため、平成 25(2013)年 5 月時点で、弁護士 2 人、司法書士 1 人、公認会計士 1 人を雇用している。また、平成 25(2013)年 5 月 24 日の「理事会」で「学校法人茶屋四郎次郎記念学園内部監査規程」を制定した。こうした法務・財務の有資格者を雇用し、内部監査機能を高めることによって、不適正な会計処理の未然防止や早期発見を行い、指摘を受けたような問題が再発しないよう学校法人運営の適正化を図った。

さらに、不適切な会計処理が検出された場合は、公認会計士の資格を持つ本学財務課職員の報告を受け、税理士の資格を持つ財務課長から直接理事長及び監事へ報告することを義務付け、監事は、「理事会」・「評議員会」で報告するとともに、不適切な経理処理の事実関係を調査し、最終的に「理事会」・「評議員会」で不適切な経理処理の有無を検証する体制とした。また、監事が四半期ごとに担当責任者から報告を受け、適切にチェック体制が機能しているかを確認する体制とした。

「基準 7 の自己評価」で述べたとおり、本法人の管理運営体制は改善され、元理事長が法人運営に関与させないことを実効的に担保する組織体制を構築した。今後も理事、監事、評議員のすべてが、適切な役割分担のもと、責任感と積極性をもって学校運営に参画するよう努める。

**(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）**

自己点検・評価のための恒常的な体制として「自己点検・評価委員会」が設置され、具体的かつ専門的な課題に対しては、「自己点検・評価作業部会」を設置して、より具体的に詳細な点検と評価を行っている。自己点検・評価の結果と必要に応じた改善方策は、「教育研究評議会」に報告され、大学運営の改善・向上につながられている。

防火・防災訓練については、今後、各キャンパスで年1回の実施を徹底していく。伊勢崎キャンパスでは平成25(2013)年7月、名古屋キャンパスでは平成26(2014)年3月、池袋キャンパスでは平成25(2013)年7月にそれぞれ次回の防火・防災訓練の実施を予定している。なお、当該訓練については、できるだけ毎年同じ時期に実施するよう努め、定例の学事に組み込むこととする。

危機管理対策については、「危機管理作業部会」の次回会合を平成25(2013)年6月13日に実施し、以降、毎月1回定期的に会合をもつこととした。併せて、避難誘導マニュアル・フローチャートの修正を早急に終わらせ、平成25(2013)年7月に全教職員に配布・周知することとする。

その他、平成25(2013)年度は、各キャンパスに災害時用の非常食料・飲料水・非常時救出用具・毛布・エレベーターチェアの設置を計画しており、そのための経費予算を計上している。

**【基準7の自己評価】**

大学及びその設置者の管理運営体制は整備され、「理事会」・「評議員会」、「教育研究評議会」及び「全学委員会」・「専門部会」、各「学部教授会」・各「研究科委員会」は互いに連携し、大学の目的を達成するために、有効に機能している。

**【基準7の改善・向上方策（将来計画）】**

新しい時代を展望し、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上活動の更なる活性化のため、管理運営の方向性を明確に示し、教職員をはじめとする本法人に属する全構成員間の意志疎通の徹底と、意識改革の進展に努める。